

1 体育施設利用料金

区分		時間単位		基本利用料金			
体育室	アマチュアスポーツに利用する場合	入場有料	全面利用	午前9時から正午まで	31,180円		
				正午から午後5時まで	51,970円		
				午後5時から午後9時まで	41,580円		
				午前9時から午後9時まで	112,260円		
				時間外1時間につき	15,590円		
		入場無料	全面利用	午前9時から正午まで	10,380円	うち1時間につき	4,320円
					6,920円	うち1時間につき	2,880円
					3,460円	うち1時間につき	1,440円
					17,310円	うち1時間につき	4,320円
					11,540円	うち1時間につき	2,880円
					5,770円	うち1時間につき	1,440円
			3分の2の利用	正午から午後5時まで	13,860円	うち1時間につき	4,320円
					9,240円	うち1時間につき	2,880円
					4,620円	うち1時間につき	1,440円
					37,410円		
					24,940円		
					12,470円		
			3分の1の利用	午後5時から午後9時まで	5,190円		
					3,460円		
					1,730円		
					37,410円		
					24,940円		
					12,470円		
		全面利用	午前9時から午後9時まで	37,410円			
24,940円							
12,470円							
5,190円							
3,460円							
1,730円							
3分の2の利用	時間外1時間につき	5,190円					
		3,460円					
		1,730円					
		37,410円					
		24,940円					
		12,470円					

体育室	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場有料	全面利用	午前9時から正午まで	218,290円	
				正午から午後5時まで	363,820円	
				午後5時から午後9時まで	291,060円	
				午前9時から午後9時まで	785,860円	
				時間外1時間につき	109,140円	
		入場無料	全面利用	午前9時から正午まで		31,170円
					うち1時間につき	12,990円
						20,780円
			3分の2の利用	午前9時から正午まで	うち1時間につき	8,660円
						10,390円
			3分の1の利用	午前9時から正午まで	うち1時間につき	4,330円
						51,960円
			全面利用	正午から午後5時まで		12,990円
					うち1時間につき	34,640円
						8,660円
			3分の2の利用	正午から午後5時まで	うち1時間につき	17,320円
						4,330円
		3分の1の利用	正午から午後5時まで	うち1時間につき	41,580円	
					12,990円	
					27,720円	
		入場無料	全面利用	午後5時から午後9時まで	うち1時間につき	8,660円
						13,860円
					うち1時間につき	4,330円
						112,260円
		全面利用	午前9時から午後9時まで		74,840円	
				3分の2の利用	37,420円	
				3分の1の利用	15,570円	
全面利用	時間外1時間につき		10,380円			
		3分の2の利用	5,190円			
		3分の1の利用				
個人利用	一般	1回2時間以内	300円			
		小・中・高校生	150円			
トレーニング室	個人利用	一般	400円			
		小・中・高校生	200円			
多目的室	占用利用	1時間につき	770円			
会議室	占用利用	1時間につき	550円			

※1 「時間外」とは、表で定める利用時間以外の時間をいう。

※2 未就学児童は、無料とする。

2 附属設備利用料金

区分		時間単位	基本利用料金
拡声装置一式		1日	2,750円
照明装置 (個人使用を除く)	2回路まで	全面使用	2,470円
		3分の2の利用	1,650円
		3分の1の利用	820円
	追加1回路	全面使用	990円
		3分の2の利用	660円
		3分の1の利用	330円
冷暖房設備	体育室	入場有料	24,750円
		入場無料	8,250円
電光得点表示装置		1台1時間	370円

3 利用期間・時間

- (1) 通年
- (2) 午前9時から午後9時まで
日曜日は午前9時から午後5時まで

4 休業日

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日